

長崎みなとメディカルセンター 入院セットレンタル業務評価基準

1. 本書の位置付け

本書は、地方独立行政法人長崎市立病院機構が、長崎みなとメディカルセンター 入院セットレンタル業務の運営を行う事業者の選定に当たり、参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し、選定するための方法、基準等を示すものである。

2. 運営候補者の選定方法

(1) 選定方法の概要

運営候補者の選定にあたっては、長崎みなとメディカルセンター入院セットレンタル業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の審査及びヒアリングを行い、総合的に評価して点数を算出し、合計点数が最も高い者を運営候補者とする。

(2) 審査の手順

審査は、資格審査（一次審査）と総合審査（二次審査）を実施する。

① 資格審査（一次審査）

資格審査では、参加者から提出された参加申請書兼誓約書、及び会社概要により、参加者の資格要件について審査を行い、本プロポーザルに参加できる有資格者であることを確認する。要件を備えていない場合は、失格とする。

② 総合審査（二次審査）

総合審査では、企画提案書の審査を行い、審査結果は本書に従って評価し、得点化する。

得点は、提案書類に記載された内容に対する提案内容審査（提案内容評価点 500 点満点）により算出するものとする。

ア 提案内容の評価方法

評価項目は【別表 提案内容評価項目】のとおりとする。

提案内容審査では、各評価項目に対して、優れた提案かどうかを評価する。

イ プレゼンテーションの実施

提案内容審査に当たっては、参加者によるプレゼンテーションを行い、質疑応答を行う。日時、場所等の詳細については、別途参加者に通知する。

なお、プレゼンテーションは、提案書類の主旨を審査委員会が正しく理解するために行うものであり、プレゼンテーションの結果そのものの点数化は行わない。

3. 運営候補者と次点運営候補者の選定

審査の結果、得点の合計が最も高い提案をした参加者を運営候補者として選定し、次に得点の合計が高い者を次点運営候補者として選定する。

【別表 提案内容評価項目】

※提案が無いものは0点とする。

	評価項目	ポイント	配点
I	① 実績について	最大規模の実績について	60
		九州圏内における実績について	
		過去3年間の経営状況について	
	② 業務全体の流れ	安全かつ迅速な物流体制が整備されているか	60
		定数補充のサイクルが具体的に提案されているか	
定数見直しの手法、確認サイクルが具体的に提案されているか			
③ 緊急時及び災害時の対応	迅速に対応できる体制となっているか	30	
④ アクシデント発生時の対応	迅速に対応・処理できる体制となっているか	30	
II	⑤ 業務の運用人数	配置人数は適切か	20
	⑥ 担当者の質の確保	経験年数、実績など	20
III	⑦ セットの価格設定	セットの価格設定は適切か 患者負担の観点から高額な設定となっていないか	50
	⑧ セット価格の安定性	物価上昇が著しい昨今の状況でセットを安定的な価格で提供するための方策	50
IV	⑨ 運用開始までのスケジュール	運用開始までに問題なく稼働が可能か	30
	⑩ 運用開始前の患者周知	セットレンタルに関する患者周知体制は徹底されているか	20
V	⑪ 当院職員の負担軽減	当院の職員にとってより負担軽減になる提案となっているか	50
	⑫ 患者サービスの向上	より患者満足に繋がる提案となっているか	50
	⑬ 運用開始後のフォローアップ	運用業務開始後においても業務内容の改善や運用の効率化を目的とした提案となっているか	50
VI	⑭ 企画力・独自性	全体の企画提案が具体的かつ現実的であるか 当院にとってより効果的な独創性のある提案等自由記載	30

※評価項目の留意事項

①「実績について」に示す契約実績について、公告日の時点において履行しているもので、病床数200床以上の病院の入院セットレンタル業務等の実績について代表的なものを3件まで記載し、契約書の写し又は発注書の証明等を必ず添付すること（うち1件について、参加申請書兼誓約書に添付された他施設実績と同じである場合は、証明書等の提出は不要）。なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（図面、仕様書等の設計図）で併せて補完すること。添付されていない場合、提出された書類では同種業務の実績を有することが判断できない場合は当該実績を有しているとは認めない。

⑦「セットの価格設定」について、業務要求仕様書に記載の「おむつセット」、「新生児おむつセット」、「小児おむつセット」、「タオルセット」、「日用品セット」、「患者私物洗濯サービス」のそれぞれの1日あたりの単価（患者私物洗濯サービスについては、サービスの概要と洗濯1回あたりの単価）を提案書に記載すること。なお、「おむつセット」、「新生児おむつセット」、「小児おむつセット」については、業務要求仕様書に記載のメーカー品（以下、「当初要求品」という。）の他に同等品がある場合において、同等品を使用した各セットの単価及びメーカー名を併記してよいものとする。但し、併記する同等品のセット単価は、当初要求品のセット単価を超えないように設定すること。

⑫「患者サービスの向上」について、業務要求仕様書に記載の「患者私物を洗濯乾燥し、患者に返却するサービス」の提案を含めること。提案は、1回あたりの洗濯量と設定料金が分かるようにすること。